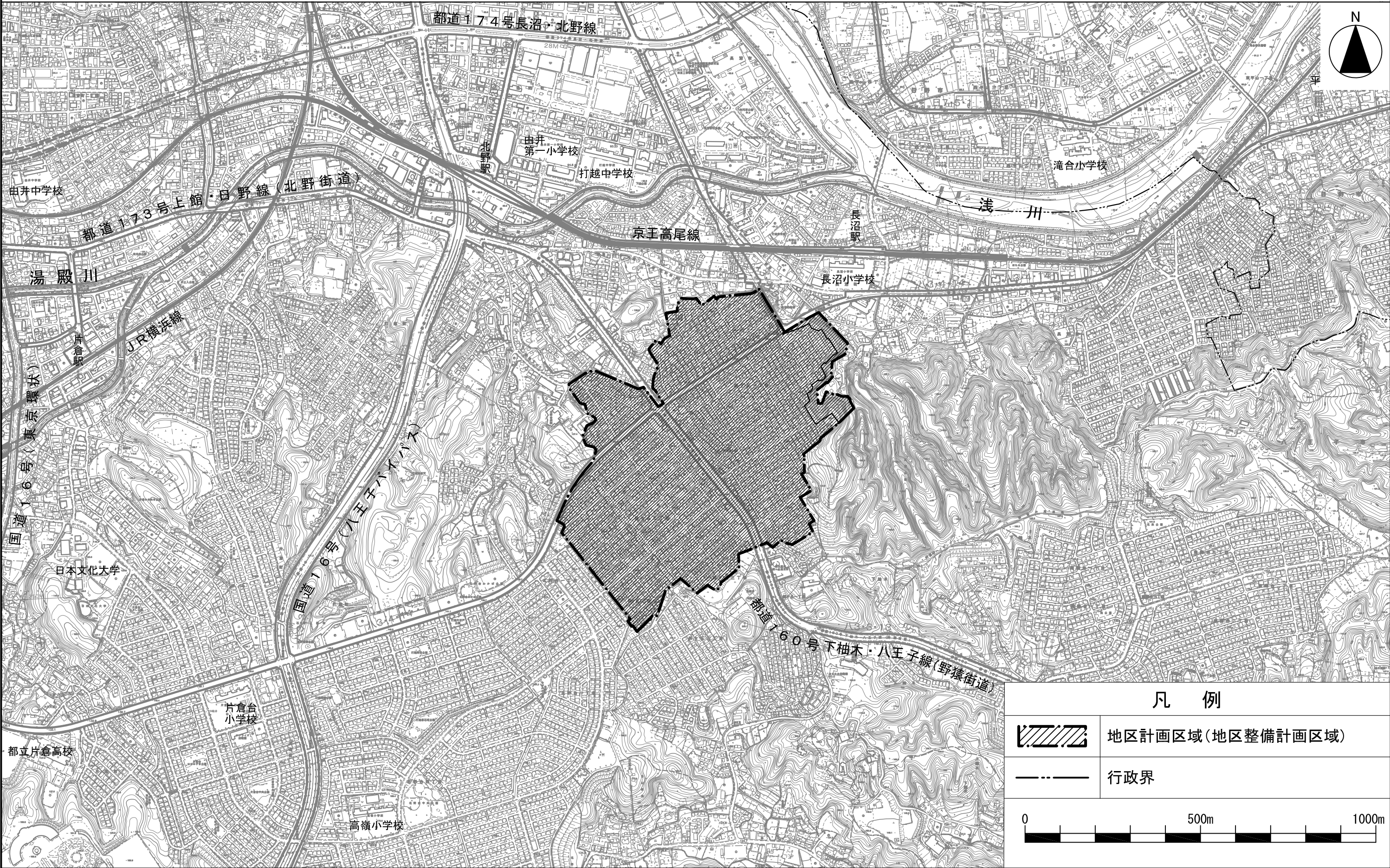


八王子都市計画地区計画
絹ヶ丘地区地区計画

位置図

〔八王子市決定〕

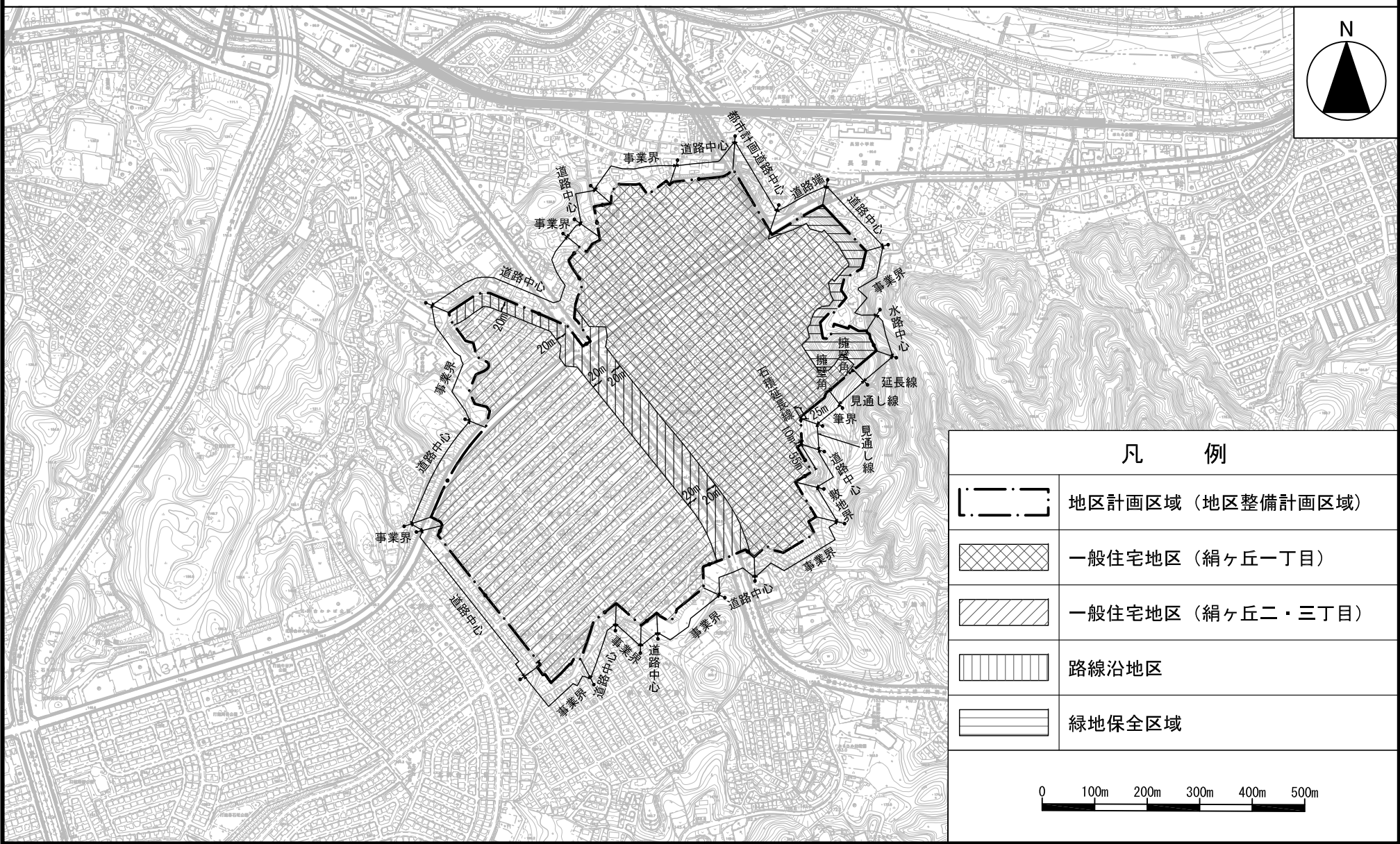


「この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）28都市基交第50号、許諾番号 MM T利許第27053号-84）」平成28年7月12日
（承認番号）28都市基交第58号、平成28年6月9日
（承認番号）28都市基交第229号、平成28年6月13日

八王子都市計画地区計画
絹ヶ丘地区地区計画

計画図

〔八王子市決定〕



「この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである。無断複製を禁ず。
（承認番号 28都市基交測第50号、許諾番号 MM T 利許第27053号-84）」 平成28年7月12日

（承認番号）28都市基街都第58号、平成28年6月9日
（承認番号）28都市基交第229号、平成28年6月13日

八王子都市計画地区計画の変更（八王子市決定）

都市計画絹ヶ丘地区地区計画を次のように変更する。

名 称		絹ヶ丘地区地区計画
位 置 ※		八王子市長沼町、絹ヶ丘一丁目、絹ヶ丘二丁目、及び絹ヶ丘三丁目各地内
面 積 ※		約４８．８ha
地 区 計 画 の 目 標		当地区において、現に形成されている低層の戸建住宅を主体とした良好な住環境の維持保全を図るとともに、個々の敷地にかかる緑化の推進と地区内の樹林地及び草地の保全により、快適で魅力ある住宅地としての形成を図る。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土 地 利 用 の 方 針	地区を細区分し、方針を次のように定める。 <一般住宅地区(絹ヶ丘一丁目)> 住環境を損う建築物等を規制し、恵まれた自然環境を有する低層住宅地としての形成を図る。 <一般住宅地区(絹ヶ丘二丁目、絹ヶ丘三丁目)> 戸建住宅を主体とした住宅地として、既に形成されている良好な住環境を保全する。 <路線沿地区> 商業施設等の立地に対応した、親しみのある沿道サービス街区としての育成を図る。
	地区施設の整備の方針	地区内には、住区幹線をはじめとする道路網が都市公園、遊び場及び緑地とともに一体的に配置されているので、その機能が損われないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	細区分ごとに、それぞれの方針を次のように定める。 <一般住宅地区(絹ヶ丘一丁目)> 恵まれた自然環境を保全しつつ、より快適な住環境を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定める。また、垣又はさくの構造の制限を定め、緑あふれる街並の形成を図る。 <一般住宅地区(絹ヶ丘二丁目、絹ヶ丘三丁目)> 戸建住宅を主体とした良好な住環境を有する住宅地として保全するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定める。また、垣又はさくの構造の制限を定め、緑あふれる街並の形成を図る。 <路線沿地区> 親しみのある沿道サービス街区での無秩序な画地の細分化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。また、垣又はさくの構造の制限を定め、緑あふれる街並の形成を図る。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	一般住宅地区		路線沿地区
				絹ヶ丘一丁目	絹ヶ丘二丁目、絹ヶ丘三丁目	
			面積	約 22.2 ha	約 20.7 ha	
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 住宅のうち3戸建以上の長屋 2. 共同住宅 3. 寄宿舍	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 住宅のうち5戸建以上の長屋 2. 住戸又は住室が5以上の共同住宅 3. 寄宿舍	—
		建築物の敷地面積の最低限度		150 m ²	140 m ²	
		建築物等の高さの最高限度		建築物の高さの最高限度は9 m。 ただし、地階を除く階数は2以下としなければならない。		—
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5 m以上としなければならない。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のいずれかに該当する場合にはこの限りでない。 1. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m ² 以内であること。 2. 自動車車庫で軒の高さが2.3 m以下であること。		—
		垣又はさくの構造の制限		生垣又はフェンスとする。ただし、門柱又は高さ1 m以下のコンクリートブロック、石積等はこの限りでない。		
		土地の利用の制限		地区内の樹林地及び草地などを緑地として保全する。 緑地保全区域 約 1.7 ha		

※は知事協議事項

「区域、地区の区分、緑地保全区域は、計画図表示のとおり」

(理由) 区域区分及び用途地域の変更に伴い、区域の整合を図るため地区計画を変更する。